

市民参加実施予定シート

予 定
令和3年10月1日時点

担当課 (保育課)

1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	流山市保育料徴収規則の一部改正	市が考える 市民等への影響	メリット 改正後の施行令及び施行規則で定める利用者負担額に関する算定基準との整合を図ることができる。 デメリット 特になし
正式名称	流山市保育料徴収規則の一部を改正する規則の制定について		
概要	子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第93号）並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）及び児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第76号）による子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正に伴い、保育料の算定基準を改め、小規模住居型児童養育事業を行う者である教育・保育給付認定保護者の世帯についても里親の場合と同様にその保育料の額を零とし、また、保育料の算定に当たって未婚のひとり親を寡婦（寡夫）と同様に扱う規定を削るためである。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第93号）並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）及び児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第76号）による子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施				

(3) 市民参加のスケジュール (予定)

令和 年度		令和 年度											令和 年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由